

摂津市立味舌小学校いじめ防止基本方針

摂津市立味舌小学校
平成26年5月1日策定
令和元年6月19日改訂
令和4年5月13日改訂

【学校教育目標】

- ・ 思いやりのある、人間性豊かな児童の育成
- ・ 心身ともに健康で、「確かな学力」を身に付けた児童の育成
- ・ 学習環境が整備され落ち着いた学校の実現
- ・ 保護者・地域とともに歩む、開かれた学校の実現

【基本理念】

いじめは、児童の心身に深く傷をつける重大な人権侵害事象である。本校では、すべての児童の人権を尊重し、安心できる居場所となりうる学校をつくるため、いじめをさせない、いじめを許さないという強い認識に全教職員が立ち、同じ姿勢で児童への指導にあたる。

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することを充分認識し、学校は家庭や地域と連携して全力で実態把握に努める。

児童一人ひとりの小さな変化を見逃さず、悩みやとまどいに寄り添いながら、学校組織として早期かつ迅速な対応に努める。

いじめを認知したときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行うとともに、教職員が児童を傷つけることで、いじめを助長することがないように十分留意し、いじめられている児童の立場に立って組織的な支援を行う。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第二条）

※いじめ防止対策推進(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm)

【いじめの防止等のための基本的な事項】

いじめ防止対策推進法第八条（学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。）で定められた「学校及び教職員の責務」を踏まえ、本校では、いじめを防止するため、以下のように取り組む。

1. 基本的な取組み

(1) いじめの未然防止のために

- ①人間関係づくり、集団づくり、コミュニケーション力を高める取組みの推進
- ②確かな学力の育成、わかる授業づくりの推進
- ③規範意識、学習規律の醸成（道徳教育の推進）
- ④自尊感情を育て、自己有用感を持たせる活動の充実
- ⑤大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」等の活用や体罰防止などの内容を含めた校内研修の充実
- ⑥インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策・児童への情報モラル教育の充実や保護者への啓発の充実
- ⑦学校だよりやホームページなどを通じた、いじめに関する相談体制等についての啓発活動

(2) いじめの早期発見と迅速な対応のために

- ①いじめ調査等の実施
 - ・児童対象生活アンケート（いじめ実態調査）年3回（每学期実施）
 - ・個人懇談会、学級懇談会、学年懇談会での情報収集
- ②いじめ相談体制の充実
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・いじめ等の相談窓口設置
- ③情報集約の工夫と窓口の明確化
 - ・毎週金曜日に全教職員で「児童交流」を行い情報共有
 - ・毎週水曜日にさわやか支援委員会メンバーでの情報交換
 - ・児童生徒支援加配教員（不在時は養護教諭）を中心に情報を集約
 - ・「さわやか支援委員会」（「いじめ対策委員会」を含む）で対応方針を決定

2. いじめ防止等に関する取組み

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」を「さわやか支援委員会」内に設置 〈活動〉

- ①いじめ防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深めること

〈開催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
また、週1回情報交換会を開催する。

(2) いじめに対する対処

- ①いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに校長(不在時は教頭)に報告する。すぐに「いじめ対策委員会」で情報共有し、いじめの有無を確認し、対応方針を決定する。事実確認の結果は家庭訪問等により、できるだけ早く被害・加害児童の保護者に伝える。あわせて市教育委員会へ報告する。
- ②いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からかかわりを持つ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ③いじめの加害児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置く。
- ④いじめの被害児童・保護者には、学校は被害者側に立ち、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。また、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑤いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいきわたらせるよう指導する。
- ⑥ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関との連携の上、直ちに削除されるよう要請する。
- ⑦犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び摂津警察署等と連携して対処し、再発防止の対処を行う。

3. 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることがいじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生したときは、その旨を本市教育委員会を通じ、市長へ報告する。
- ② 本市教育委員会（いじめ問題対策委員会）による調査に協力する。

[学校運営分担表（さわやか支援委員会に関わる部分）]

さわやか支援委員会	校長・教頭・首席・児童生徒支援CO・養護教諭・特別支援CO・SC・SSW
いじめ対策委員会	校長・教頭・首席・児童生徒支援CO・養護教諭・特別支援CO・SC・SSW・学級担任等
虐待対策委員会	校長・教頭・首席・児童生徒支援CO・養護教諭・特別支援CO・SC・SSW・学級担任等
不登校対策委員会	校長・教頭・首席・児童生徒支援CO・養護教諭・特別支援CO・SC・SSW・学級担任等
校内特別支援委員会	教頭・特別支援Co・支援学年担当① ② ③ ④ ⑤ ⑥

○いじめ防止等の取組み計画

校内研修（年2回） さわやか支援委員会（月1回） 情報交流会（週1回）
生活アンケート（年3回）